

令和4年度 第3回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

令和4年12月26日(月) 14時00分～

市役所3階 第2・第3委員会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

4 議 事

【諮問事項】

- ① 既存借上型市営住宅制度の運用に係る民間賃貸住宅の家賃算定における固定資産情報の目的外利用について
- ② 恵庭市エネルギー等物価高騰緊急生活支援給付事業実施に係る個人情報の目的外利用及び外部提供について
- ③ 恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び恵庭市個人情報保護条例の廃止について

5 閉 会

第9期 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日) ※50音順

氏 名	経 歴 等
大 岩 則 子	平成27年7月1日～(4期目)
白 崎 亜紀子	平成27年7月1日～(4期目)
鈴 木 祥 江	令和3年7月1日～(1期目)
松 本 史 典	平成25年7月1日～(5期目) 行政書士(松本史典法務事務所)
森 田 祐 一	平成26年5月22日～(5期目) 弁護士(恵庭法律事務所)

会議出席事務局職員及び説明員名簿

事 務 局 職 員	
氏 名	所 属
広 中 敦	総務部長
山 本 顕	総務部次長
大 島 宏 哲	総務部総務課長
石 垣 周 一	総務部総務課 法制担当主査
宮 腰 侑 希	総務部総務課 法制担当主任
説 明 員	
氏 名	所 属
栗 野 雅 文	建設部市営住宅課長
中 山 亮 平	建設部市営住宅課主査
茅 野 寿 也	保健福祉部次長
古 山 侑 樹	保健福祉部福祉課主査

個人情報保護制度運営審査諮問書

恵 総 総 第 1 8 1 号

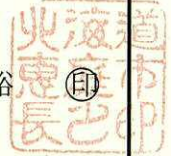
令和 4 年 1 2 月 2 6 日

恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大 岩 則 子 様

恵庭市長 原 田

裕



恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営
審査事項について諮問いたします。

諮 問 事 項 の 区 分	☒ 本人以外のものからの収集 (第7条第3項第6号) ☐ 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集 (第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用 (第9条第1項第4号) ☐ 外部提供 (第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供 (第10条第2項) ☐ 開示をしないことができる個人情報の判断 (第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 の件名又は内容	既存借上型市営住宅制度の運用に係る民間賃貸住宅の家賃算定における固定資産情報の目的外利用について
諮 問 内 容	市営住宅の家賃は、公営住宅法第16条の規定に基づき、近傍同種家賃を勘案して定めることとされています。同家賃は建物の建築年度や住宅専用面積等、当該建物におけるデータに基づき算定されます。 直営で建設した市営住宅においては、市営住宅課で土地建物におけるデータを把握しているため家賃の算定に問題はありませんが、本制度で借り上げる既存の民間賃貸住宅における家賃の算定については、所有者等からのデータ提供に加えて、厳正な近傍同種家賃の算定のために、当該建物及び土地における正確な情報が必要となります。 以上のことから、以下の10点の個人情報を目的外利用することについて諮問します。 (1) 建築年度 (2) 住宅専用面積 (3) 延床面積 (4) 敷地面積 (5) 共用面積 (6) バルコニー（ベランダ）面積 (7) 戸数 (8) 間取り (9) 土地固定資産評価額 (10) 再建築評点数（工事費）
主 管 課	建設部 市営住宅課

個人情報保護制度運営審査諮問書

恵 総 総 第 1 8 2 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大 岩 則 子 様

恵庭市長 原 田 裕



恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営
審査事項について諮問いたします。

諮 問 事 項 の 区 分	☐ 本人以外のものからの収集 (第7条第3項第6号) ☐ 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集 (第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用 (第9条第1項第4号) ☒ 外部提供 (第9条第1項第4号) ☐ オンライン結合による提供 (第10条第2項) ☐ 開示をしないことができる個人情報の判断 (第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報の件名又は内容	恵庭市エネルギー等物価高騰緊急生活支援給付事業実施に係る個人情報の目的外利用及び外部提供について
諮 問 内 容	エネルギー等の物価高騰の影響を受け実施される「電気・ガス・食用品等価格高騰重点支援地方交付金」の恵庭市の単独事業として実施するもので、これまでの国が主導する給付金では対象となっていなかった世帯全員又は一部が令和4年度分の住民税に係る均等割のみ課税されている世帯若しくは世帯全員又は一部が令和4年度分の住民税所得割の税額が1万円以下である世帯を対象とする。これらの世帯のうち、令和4年9月30日(基準日)において恵庭市に居住する世帯に対し、1世帯あたり2万円の恵庭市独自の給付を行う。 恵庭市独自の給付のため、特定公的給付の対象とはならないが、対象世帯への簡便で迅速な給付を行うべく、給付に必要な銀行口座情報について、令和2年度から令和4年度にコロナ禍及び物価高騰による緊急経済対策として給付に使用した銀行口座情報を活用し、可能な限り申請など手続きを簡略化したいことから、この銀行口座情報に係る個人情報の目的外利用及び外部提供について諮問したい。
主 管 課	保健福祉部福祉課

(恵庭市独自)エネルギー等物価高騰 緊急生活支援給付金のご案内

R4.12.15 版

電力・ガスなどのエネルギーをはじめ、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活・暮らしへの支援のため、令和 4 年度の課税情報を基に対象となる世帯に 2 万円の給付を実施します。
※本給付金は「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(住民税非課税世帯が対象)の対象とならない低所得世帯に対して給付するものです。

1 支給対象世帯及び支給額

【支給対象世帯】

令和 4 年 9 月 30 日現在において恵庭市に居住する世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- (1)世帯全員が、住民税均等割が課税される所得以下の者で構成されている世帯
- (2)世帯全員が、住民税所得割の税額 1 万円以下の者で構成されている世帯

【支給額】

1 世帯あたり2万円

2 支給方法

令和 4 年 9 月 30 日時点で恵庭市にお住まいの世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯が対象となります。

1.令和 4 年 1 月 1 日以前から恵庭市にお住まいの世帯

対象の世帯に「確認書」を送付します。内容をご確認の上、同封の返信用封筒にて返信してください。

2.令和 4 年 1 月 2 日以降に世帯の全員又は一部が恵庭市に転入された世帯

対象の可能性のある世帯に「申請書」を送付します。なお、申請書を送付していても対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※「確認書」及び「申請書」は、令和 4 年 12 月 27 日頃に発送します。年末年始をはさむため、到着には一週間程かかります。お手元に届くまで、しばらくお待ちください。

※振込の目安は、お申込み頂いてから約 1 か月程度となっております。ご了承ください。

世帯のうち、お一人でも住民税所得割の額が1万円を超える方がいる場合は、支給の対象とはなりません。住民税は、一定の所得以上の方に「均等割」が課税され、さらに一定の所得以上の方に「所得割」が課税される仕組みとなっています。「一定の所得」は世帯の状況や自治体により異なりますが、恵庭市では次の表のとおりとなります。

世帯状況	右以下の所得額	均等割が課税されない所得額	左を超え右以下	所得割が課税されない所得額	左を超える所得額
単身	住民税 非課税	42 万円	均等割のみ 課税	45 万円	均等割+所得 割課税
世帯主+扶養 1 名		93 万円		112 万円	
世帯主+扶養 2 名		125 万円		147 万円	
世帯主+扶養 3 名		157 万円		182 万円	

※均等割の税額は一定ですが、所得割の税額は、所得額から扶養控除などの控除を差し引いた額に税率(10%)をかけた額となります。

3 申請期限

令和5年2月 14 日(火)

【お問い合わせ先】

恵庭市保健福祉部福祉課エネルギー等物価高騰緊急生活支援給付金担当

TEL0123-33-3131 内線 2931・2932

<受付;平日 8:45~17:15>

※本給付金の給付を装った特殊詐欺などにご注意ください。

※DV 被害により避難している方は、お問い合わせ先までご相談ください。

個人情報保護制度運営審査諮問書

恵 総 総 第 1 8 3 号

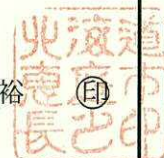
令和 4 年 1 2 月 2 6 日

恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大 岩 則 子 様

恵庭市長 原 田

裕



恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の2第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮問いたします。

諮 問 事 項 の 区 分	☒ 本人以外のものからの収集 (第7条第3項第6号) ☒ 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集 (第7条第5項第2号) ☒ 目的外利用 (第9条第1項第4号) ☒ 外部提供 (第9条第1項第4号) ☒ オンライン結合による提供 (第10条第2項) ☒ 開示をしないことができる個人情報の判断 (第18条第5号)
諮問事項に係る個人情報 情報の件名又は内容	恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び恵庭市個人情報保護条例の廃止について
諮 問 内 容	令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、改正後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。 この改正によって、全ての地方公共団体は、直接改正法の適用を受けることとなるため、恵庭市においても「恵庭市個人情報保護条例」を廃止し、改正法の施行にあたり必要とされる規定を整備するために「恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要があります。 この「恵庭市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することは、個人情報保護制度に係る重要な事項であるため、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の2第4号に基づき、恵庭市個人情報保護審査会のご意見をいただきたく、諮問するものです。
主 管 課	総務部 総務課

恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

（開示決定等の期限）

第3条 法第83条第1項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第4条 法第84条及び前条の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第5号）第1条に規定する恵庭市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第7条 市長は年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(恵庭市個人情報保護条例の廃止)

第2条 恵庭市個人情報保護条例（平成9年条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項の職務又は旧条例第12条第3項の事務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条、第19条又は第19条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下同じ。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第3者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

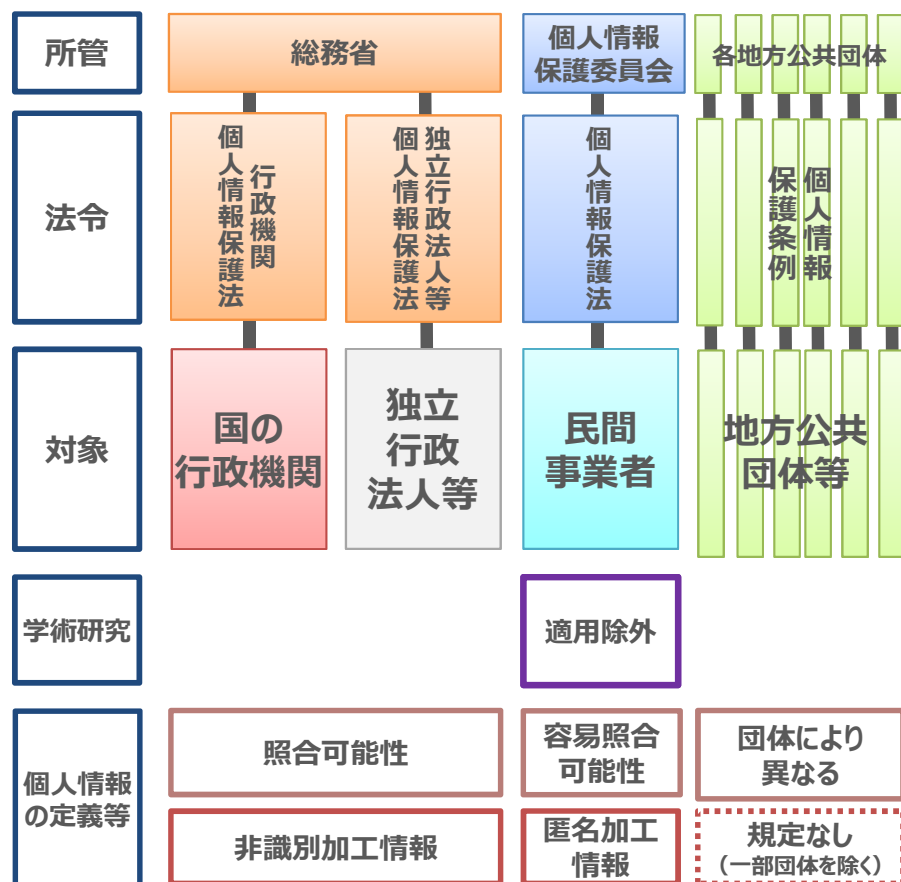
第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰

については、その失効後も、なお従前の例による。

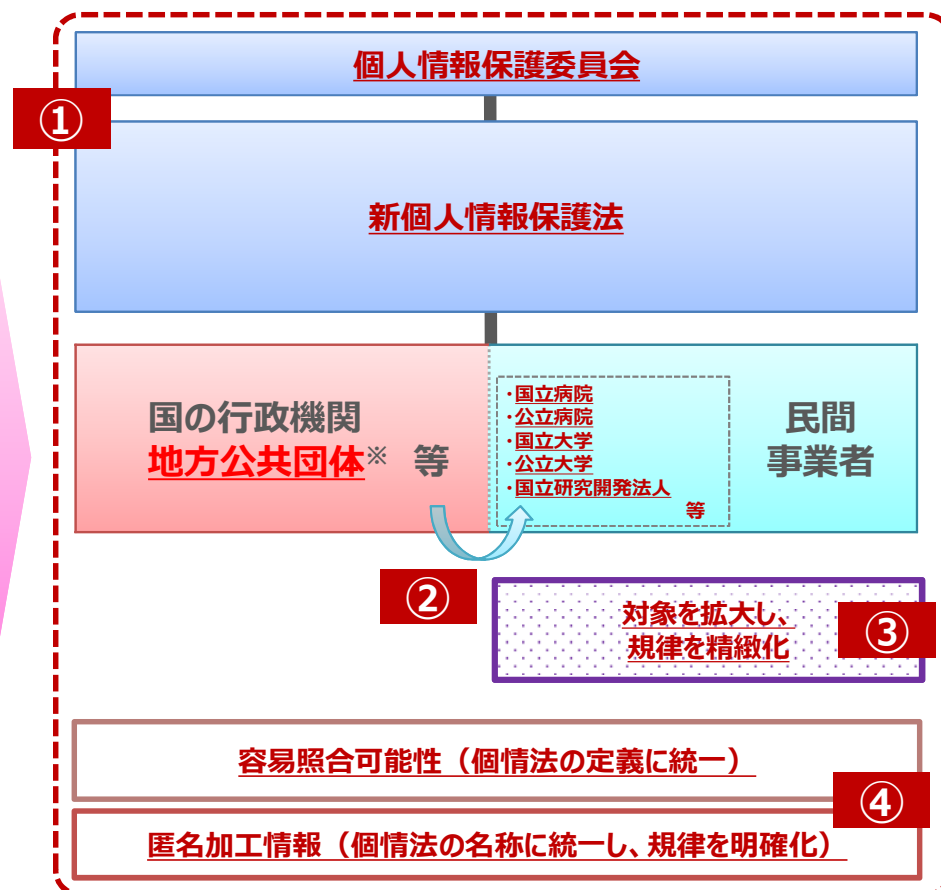
参考：個人情報保護法改正法（令和3年改正法）の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【見直し前】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ②

条例で定める必要がある事項

〇〇市個人情報保護法施行条例

<本則>

第1条（条例の趣旨に関する規定）

第2条（用語の定義についての規定）

第3条（条例要配慮個人情報に関する規定）

第4条（個人情報取扱事務登録簿に関する規定）

第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））

第6条（開示請求に係る手数料）

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第10条（訂正の手続に関する規定）

第11条（利用停止の手続に関する規定）

第12条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第13条（審議会への諮問に関する規定）

※その他、附則として施行期日、経過措置等の定めが置かれることとなる。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ②

必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

〇〇市個人情報保護法施行条例

<本則>

第1条（条例の趣旨に関する規定）

第2条（用語の定義についての規定）

第3条（条例要配慮個人情報に関する規定）

第4条（個人情報取扱事務登録簿に関する規定）

第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））

第6条（開示請求に係る手数料）

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第10条（訂正の手続に関する規定）

第11条（利用停止の手続に関する規定）

第12条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第13条（審議会への諮問に関する規定）

※その他、附則として施行期日、経過措置等の定めが置かれることとなる。

1. 各団体において制定する条例の条文のイメージ②

条例で定めることを妨げるものではない事項

〇〇市個人情報保護法施行条例

<本則>

第1条（条例の趣旨に関する規定）

第2条（用語の定義についての規定）

第3条（条例要配慮個人情報に関する規定）

第4条（個人情報取扱事務登録簿に関する規定）

第5条（情報公開条例の規定との整合を図る規定（不開示情報））

第6条（開示請求に係る手数料）

第7条、第8条、第9条（開示の手続に関する規定）

第10条（訂正の手続に関する規定）

第11条（利用停止の手続に関する規定）

第12条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第13条（審議会への諮問に関する規定）

※その他、附則として施行期日、経過措置等の定めが置かれることとなる。